わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第2回常任委員会



令和6年(2024年)7月18日(木) 日 時 午後1時30分

場 プロシードアリーナ HIKONE 多目的会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 第2回常任委員会次第

○報告事項

44	1	号報	生
邪	1	万牧	

第3回総務企画専門委員会における審議決定事項		Р
------------------------	--	---

- 1 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市識別用品整備要項
- 2 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市遺失物・拾得物取扱要項
- 3 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市保険加入要項
- 4 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市歓迎・接伴実施要項
- 5 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項

第2号報告

第2回競技式典専門委員会における審議決定事項

• • • P 27

1

1 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市式典実施要項

第3号報告

- 第2回・第3回宿泊衛生専門委員会における審議決定事項 ・・・P 29
 - 1 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項
 - 2 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策要項
 - 3 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項
 - 4 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準
 - 5 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設募集要領
 - 6 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設の指定について
 - 7 わた SHIGA 輝く国スポおよび競技別リハーサル大会における 弁当料金および容器について
 - 8 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策実施要領
 - 9 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策実施要領

第4号報告

第2回輸送交通専門委員会における審議決定事項

• • P 54

- 1 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項
- 2 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市警備・消防防災業務実施要項

○議事

第1号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ		
彦根市炬火イベント実施計画(案)	• • • P	61
第2号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ		
彦根市総合案内所・休憩所設置計画(案)	• • • P	62
第3号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ彦根市情報通信基本計画(案)	• • • P	64
第 4 号議案		
わた SHIGA 輝く国スポ彦根市駐車場設置利用計画(案)	• • • P	65
○参考資料		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則	• • • P	67
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ		

• • • P 73

彦根市実行委員会専門委員会規程

第1号報告

第3回総務企画専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 12 条第 3 項の規定に基づき報告する。

- 1 第3回総務企画専門委員会(令和6年1月26日)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市識別用品整備要項 (2ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市遺失物・拾得物取扱要項 (4ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市保険加入要項 (6ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市歓迎・接伴実施要項 (10ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項 (11ページ参照)

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)および競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、簡素化および効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、国スポおよびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が同様の服飾品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 競技共催市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会の期間中における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いに関して、遺失物法(平成18年法律第73号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出を受けた場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実施本部 (以下「実施本部」という。)が設置する各競技会場内の受付案内所において、受付案内係が取 扱い業務および一時保管業務を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の総務係へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書(控え)を交付するとともに、拾得物一覧簿に記入し、拾得物名札を取付け、一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書の提出を受け、遺失物一覧簿に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への届出等

(1) 総務係は、各競技会場における競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。

- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の日から1週間以内に、拾得物受理書と拾得物届出書を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、直接または社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下「社協」という。)を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備または競技会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
四月	1人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	_	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
<u> </u>	1人	1 事故	保険期間中
対人	1億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を 負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
区为	1人	1 事故	保険期間中
対人	3,000万円	3 億円	3 億円

工 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を 負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)
<u> </u>	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

才 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害 賠償責任を負う事故をいう。

	豆八	保険金額(支払限度額)	
区分		1人	1 事故
	対人・対物共通	5 億円	5 億円

[※]社協を通じた契約による。

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に 従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中に おいて発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額(支払限度額)		
伙休 灰有	死亡•後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員			
競技会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技役員	2,300万円	5, 000 _H	3, 000円
競技補助員			
医師	1 億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

被保険者 保険金額(支払限度額)			
伙床 陝有	死亡•後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

[※]社協を通じた契約による。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 彦根市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会 会長 様

報告者	所	属		
	氏	名		
	電	話		

事故発生日時	令和	年	月	日()	時	分頃	
事故発生場所								
事故発生状況 (できるだけ詳しく)								

【物損事故の場合】

被	被害物名	
被害物	被害状況	
物	被害物の写真	有 · 無 【撮影者氏名】
所	住 所	
有者	氏 名	
者	T E L	

【傷害事故の場合】

	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ その他()
負傷者	住所	
者	氏 名	年齢 歳
	T E L	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医	名 称	
医療機関	T E L	
関	担当医師	
	傷 病 名	
傷害内容	症状・程度など	

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市歓迎・接伴実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)をおもてなしの心で温かく迎えるための歓迎装飾および接伴に関して、必要な事項を定める。

2 実施内容

- (1) 歓迎装飾
- ア 装飾場所

競技会場、主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、横断幕、プランター等を設置する。設置にあたっては、景観等にも配 慮し、華美過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

- (2) 接伴(おもてなし)
- ア 大会参加者等を心のこもったおもてなしでお迎えする。
- イ 接遇意識の高揚を図るため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を 行う。
- ウ 大会参加者等に対し本市の魅力を発信する取組を行う。

3 その他

- (1) 本要項に定めるもののほか、歓迎装飾・接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾および接伴については、本要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

令和6年(2024年)1月26日 第3回総務企画専門委員会決定

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するため、売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。) は、必要に応じて設置場所を変更できるものとする。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて設置期間を変更できるものとする。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は 1 店舗あたり約 20 ㎡ (2 間×3間のテント)とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて出店数、出店位置および出店規模を変更できるものとする。

6 取扱商品およびサービス

売店における取扱商品およびサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・障スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポのマスコットキャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用許可を得ているもの。

(3) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)

ア 製造加工物

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、 容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

- (4) 郷土物産品
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が認めたもの

7 運営設備等

出店に伴う設備のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等については、出店者が準備する。

- (1) テント(2間×3間)1張(横幕を含む。)
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚
- (4) 電源(1,500W以内)
- (5) 消火器1本

※キッチンカーによる出店の場合は(1)から(3)の準備は行わない。

8 出店者条件

売店の出店者は、(1) の条件のいずれかに該当し、かつ(2) の条件をいずれも満た す者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、彦根市内に店舗を有して営業を継続している者または彦根 市内での自動車による営業許可を有している者
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - ウ 第 74 回国民体育大会以降の国民体育大会や国民スポーツ大会、競技別リハー サル大会で出店実績のある者
 - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件を全て満たす者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。 イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登 録を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時点において過去1年間 に営業停止等の処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時点において過去3年間に食中毒 発生等による行政処分歴がないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実 行委員会に提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出 血性大腸菌とする。
- カ 申請書提出時点において、国税および市区町村税の未納がないこと。
- キ 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また、従事者として暴力団員等を雇用していないこと。

9 経費の負担

第7で掲げた実行委員会で準備するもの以外の、出店に伴う設置、運営、警備および 撤去等に要する経費は出店者が負担する。

10 出店料

- (1) 1店舗あたりの出店料は、次のとおりとする。
 - ア 彦根市内に住所を有する個人、団体、または彦根市内に事業所を有する法人 1日あたり3,000円
 - イ 彦根市内での自動車による営業許可を有している者
 - 1日あたり3,000円ウ 上記以外
 - 1日あたり6,000円
- (2) 出店者は実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (1) の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書(様式第8号)を交付する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第50号) に規定する障害者就労施設等
 - イ 国または地方公共団体
 - ウ アおよびイに掲げる者のほか、実行委員会が認めた者
- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、荒天等の事情により大会が延期または中止になり売店等の営業ができなかった場合は、出店料の全部または一部を還付するこ

とができる。出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、 出店料の還付は行わない。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書(様式第1号)
- (2) 売店出店概要書(様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (5) 売店責任者および従事者の本人確認書類の写し(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるもの)
- (6) 納税証明書の写し(申請日において発行日から3か月以内のもの)

TTAY	法人の場合:納税証明書(その3の3)
国税	個人の場合:納税証明書(その3の2)
七四四十 4	法人市区町村民税(個人市区町村民税)、固定資産税、
市区町村税	軽自動車税

全て令和6年度分の完納証明書(未納の税額がないことの証明書)を提出すること。 発行されない場合は、令和6年度分の税に未納額がないことがわかる証明書を提出す ること。法人の場合であって、決算時期により令和6年度分について課税がない場合 は、直前の決算期に係る納税証明書を提出すること。

固定資産税等で納期別に納付している場合、申請日時点の納期未到来分については 支払いが済んでいなくても構わない。

徴収の猶予を受けている場合は「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書(その1)」(国税のみ)を提出すること。

都道府県税に係る納税証明書は不要だが、東京都 23 区については、都民税の納税 証明書の写しを提出すること。

- (7) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し(飲食物を取り扱う売店のみ)
- (8) 施設賠償責任保険加入者証等の写し(火気を使用する売店のみ)

12 出店者の選定

実行委員会は、第 11 に規定する期日を過ぎた後に本要項に基づいて審査を行い、 適当であると認めた者を出店者として選定する。期日は別に定める。

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された誓約書兼承諾書(様式第4号)およびその他関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書(様式第5号)を交付する。出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付し、出店を許可するものとする。

14 保健所への手続き

「模擬店等の食品取扱届出書」の提出が必要なものについては、出店申請書類をもとに実行委員会が届出書を作成し、保健所に提出する。

特定簡易営業許可を必要とする出店者については、売店出店許可決定通知書(様式第5号)を受け取ったときは、速やかに営業許可証の写しまたは保健所の受付印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。なお、営業許可申請書の写しを提出した場合は、許可が下り次第速やかに営業許可証の写しを提出すること。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実施本部(以下「実施本部」という。) の職員とし、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときには、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無

償提供をせず、実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。

- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具類または燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 火気器具は、実行委員会が売店出店許可証により許可したもの以外は使用しないこと。実行委員会の許可を受けた対象火気器具等または燃料等危険物を使用する場合にあっては、ブース内に必ず消火器を設置し、消防署や実行委員会の指示に従い火災予防に努めること。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 従事者は、実行委員会が別途交付する AD カードを着用し、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。 廃棄物は処理方法に応じて分別し、適切に処理し、廃棄物容器およびその周辺は常に清潔にしておくこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。

- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損失に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消して、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償および出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 期日内に出店料の納付が確認できなかったとき。
- (3) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者またはその従事者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。損害賠償に備え、損害保険等に加入して

おくこと。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小となった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

会長様

<u>申</u>	請者信	主所		
商品	号または	名称		
代表	長者役職	名		
	および	氏名		
雷	話番	号		

売 店 出 店 申 請 書

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、彦根市実行委員会が設置する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第11の規定に基づき、次のとおり申請します。

1	出店希望競技・会場	競技:	会場:	
2	出店希望形態	テント ・	キッチンカー ・ その他()

3 持込み火気器具一覧表(実行委員会が設営する備品以外で、電源や火気使用に伴う備品)

備品名	1台あたりの消費電力等	台数	持込目的
(例)冷蔵オープンケース	1.20kw	1台	要冷蔵食品の陳列のため
(例)ガスコンロ	プロパンガス (ガス量 5kg)	1台	から揚げを揚げるため

※記入がない場合は火気または燃料等危険物の使用は認めません。

4 添付書類

- (1) 売店出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表 (様式第3号)
- (3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (4) 売店責任者および従事者の本人確認書類の写し(公的機関が発行した顔写真があるもの)
- (5) 国税および市区町村税の納税証明書の写し(申請日以前3か月以内に発行されたもの)
- (6) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し(飲食物を取り扱う売店のみ)
- (7) 施設賠償責任保険加入者証等の写し(火気を使用する売店のみ)

5 その他

複数の会場で出店を希望する場合は、本申請書および添付書類 $(1) \sim (4)$ については会場ごとに提出すること。 $(5) \sim (7)$ は1 通のみの提出で構わない。

売 店 出 店 概 要 書

出)	古希望競技				出店	示希望	会場			
商易	号または名称									
・ 代表	り が な 者役職名・氏名									
代表	長者生年月日		年		月	日				
所	在 地	₸								
連	絡 先	(電話	i)			(FA	X)			
※事	店 担 当 者 前連絡、当日緊急連 時に使用	(氏名 (連絡 (E-ma	先)							
業	種									
	要 取 扱 品 目	スポーツ用品 国スポ・障スポ関連グッズ 飲食物 郷土物産品 宅配便 その他()								
国位	本等出店実績	有(有()・無							
営業	美開 始 年 月 日	年 月		月	日(従業員数		業員数	1	人	
	に関して取得した	種類				番号	<u>1.</u> 7	取	得年月日	
	可等の種類				\	- 1.00	A 1	年	· 月 F	-
	: 1 年間の法令等 処分歴の有無	有 • 無			過去3年間食中毒発 生処分歴の有無			有	· 無	
			販売品	目価	格等一					
No.	商品名		予定数量	販売	· 価格		の有無	1	備考	
1					円	有				
2					円	有	• 無			
3					円	有	• 無			
4					円	有	• 無			
5					円	有	• 無			
6					円	有	• 無			
7					円	有	• 無			
8					円	有	• 無			

[※]足りない場合は、別紙(任意様式)に追加してください。

売店従事者・搬入車両予定表

商号または名称		
出店希望競技	出店希望会	显

1 従事者名簿

従事日	ふ り が な 売店責任者氏名	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者
月日	3			
月日	3			
月 日	1			
月日	1			
月月	1			

※氏名にはふりがなを記入し、欄が不足する場合は別紙で提出してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
(例) ハイエース	滋賀 584 え 2025	有・無	
		有 · 無	
		有 · 無	
		有 · 無	

- ※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。
- ※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。
- ※車両の種類は「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。
- ※キッチンカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

会長様

 申請者住所

 商号または名称

 代表者役職名

 および氏名

※署名または記名・押印

誓 約 書 兼 承 諾 書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項を遵 守します。
- 2 彦根市暴力団排除条例(平成 23 年彦根市条例第 17 号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、従事者として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止 等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発 生等による行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店位置や時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申し立てを行いません。

国障彦実委第 号 令 和 年 月 日

商号または名称 代表者役職名および氏名

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 会長 印

			元	占	出	店	許	口	决	正	迪	知	書		
Ž	った	SHIG	A 輝	く国ス	ポ・障	きスポ	彦根市	実行委	受員会	が設置	運営	する競技	技会場内	の売店	出店
につ)/\~	C, -	下記	の内容	で決定	定とな	こりまし	った。	つき	まして	は、	下記指	定口座り	۲	年_
<u>月</u>		日 (()	までに	出店料	斗の納	入をお	願いし	します	。期日	内に約	枘入が	確認でき	ない場	合、
わり	さ SHI	GA 潍	重く国	国スポ彦	を根市!	売店割	设置要項	頁第 21	の規定	定に基	づき、	売店は	出店許可	を取り	消し
まっ	ナ。														
Č	また、	わた	SHI	[GA 輝く	国ス	ポ彦桂	艮市売店	吉設置	要項第	§ 14 Ø	規定に	こ基づ	き、特定	簡易営	業許
可表	を必要	見とす	-る出	出店者に	こつい	ては、		年	月		日 () ま	<u>で</u> に営業	許可証	の写
しる	またに	は保佐	ま所の	の受付日	りが押	された	た許可	申請書	の写し	_を提	出して	てくだる	さい。許	可申請	書の
写门	しを携	是出す	一る場	場合は、	許可	が下り	次第す	トぐに	営業許	可証の	の写し	を提出	してくた	ごさい。	
								記							
1	出	店	会	場					(競技	名:)		
2	出	庄	形	態											
4	Щ	/口	ЛУ	157											
3	持边	しみり	く気器	具	_										
4	出	店	=	料					<u>円</u>						
5	指定	ご振じ	シロ区	臣	•	●銀行	f●●≢	え店			T BB ^	11.4.1			
										l a		せ先】 IICA 舞	ごく国スオ	○ <u> </u> <u> </u>	, →°
												116A 輝 実行委		ヽ・┣!	<i>\</i> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
										Ι.		美 仃妥 当:	貝云		
										1	u 冟話番	•			
											B前田 ミメー				
										1	ンノ	<i>,</i> .			

国 障 彦 実 委 第 号 令 和 年 月 日

商号または名称 代表者役職名および氏名

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 会長 印

売 店 出 店 許 可 証

令和 年 月 日付けで申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポにおける彦根市実行委員 会が設置運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許		可	番	÷	号										
商	号	また	こは	、名	称										
代表	表者	役職名	るお。	ισε	氏名										
出	店	許	可	会	場						(競技名	当:)
出	店	許	可	期	間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日	
出	店	許	可	品	目										
持	込	みり	戾 夕	器	具										
駐	車	許	可	台	数										
遵		守	事	F	項	2	売店の	設置運		してに	すること は、わた こと。		輝く国	国スポ	

年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

会長様

申	請	者	住	所	
 -	п.1		. 1 <i>- 1</i>	· ~1.	
問7	テょ	こだ	は名	1杯	
代表			職名び氏		

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第 10 の規定に基づき、次のとおり免除申請します。

1	出店会場	(競技名:)

2 免除申請の理由(該当項目の左欄に○印を記入してください。)

	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	国または地方公共団体
	その他実行委員会において特に認める者

国障彦実委第 号令和 年 月 日

商号または名称 代表者役職名および氏名

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 会長 印

売 店 出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポにおける彦根市実行委員会が設置する競技会場内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

1	出店会場	(競技名:)

2 免除申請の理由(左欄に○印の記入がある項目に該当します。)

	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号) に規定する障害者就労施設等	
	国または地方公共団体	
•	その他実行委員会において特に認める者	

【問合せ先】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会

担 当: 電話番号: Eメール:

第2号報告

第2回競技式典専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 12 条第 3 項の規定に基づき報告する。

- 1 第2回競技式典専門委員会(令和5年11月29日)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市式典実施要項 (28ページ参照)

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市式典実施要項

1 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市式典基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポの彦根市開催競技会における式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への士気を高めるとともに、選手の健闘をたたえ、多くの人が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディションや競技運営に配慮し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1)式典の運営は、競技団体および関係機関・団体等との連携のもと、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ彦根市実行委員会が行う。
- (2) 式典の運営に必要な人員は、必要に応じて、市内および近隣市町の学校ならびに関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

開始式・表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容および所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるものとする。

(1) 開始式

(2)表彰式

ア開式通告

ア 開式通告

イ 競技会開始宣言

イ 成績発表

ウ 国旗儀礼・諸旗儀礼

ウ 表彰状授与

エ 大会会長トロフィー返還

エ 大会会長トロフィー授与

オ 競技会会長あいさつ

オ 競技会会長あいさつ

カ 歓迎のことば

カ 歓送のことば

キ 選手宣誓

キ 国旗儀礼・諸旗儀礼

ク 閉式通告

ク 競技会終了宣言

ケ 閉式通告

5 式典音楽

式典で使用する音楽は、原則としてCD等を活用する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、式典実施に必要な事項は、わた SHIGA 輝く国スポ・ 障スポ彦根市実行委員会および競技団体が別途協議の上、別に定める。
- (2) わた SHIGA 輝く障スポにおける式典については、滋賀県が設置する、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第3号報告

第2回・第3回宿泊衛生専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 12 条第 3 項の規定に基づき報告する。

1	第2回宿泊衛生専門委員会(令和5年9月28日)	
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項	(30 ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策要項	(32ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項	(33ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準	(35ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設募集要領	(38 ページ参照)
2	第3回宿泊衛生専門委員会(令和6年2月20日) ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設の指定について	(42 ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポおよび競技別リハーサル大会における 弁当料金および容器について	(43 ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策実施要領	(44ページ参照)
	・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策実施要領	(52 ページ参照)

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市 医事・衛生基本計画」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ(以下、「国スポ」という。) における医療救護対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。) は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2)人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品 (ドーピング禁止物質を含有しないもの)、医療器具、AED 等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置および軽易な治療を行うほか、必要に応じて 医療機関に移送する。

(2)練習会場における医療救護

練習会場に医薬品(ドーピング禁止物質を含有しないもの)等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は別に定める。
- (2)国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市 医事・衛生基本計画」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ(以下、「国スポ」という。) における防疫対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民および大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、 必要な連絡体制を整備する。また、本市内および滋賀県内での流行状況を常に監視 するとともに、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供および注意喚 起を行う。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防および感染症の患者に対する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施について必要な事項は別に定める。
- (2)国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、 実情に応じてこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項

1 目的

この要項は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。) に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。) に斡旋、または支給する弁当の調達について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関および関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が実施するものとする。

3 弁当調達計画

弁当調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員および報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については国スポの開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ (滋賀県) 宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の選定・指定

弁当調製施設の選定・指定は、市実行委員会宿泊衛生専門委員会が行うものとする。

8 指定取消し

市実行委員会は、上記7により指定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当 するときは、弁当調製施設の指定を取り消すことができる。

(1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁

止、もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不適当と認めたとき。
- 9 弁当引換所の設置および運営 弁当引換所の設置および運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 彦根市で開催される競技別リハーサル大会における弁当の調達については、実情に応じてこの要項を準用する。
- (3) わたSHIGA輝く障スポにおける弁当調達業務については、わたSHIGA輝く国スポ・ 障スポ実行委員会が主体となって実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準

1 目的

この基準は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋、または支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 国スポに対しての理解と協力

国スポに理解があり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当業務代行事業者 と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 立地条件

彦根市に本社または製造所を有し、その製造所において食品衛生法の規定により、次の各号に定める業種の営業許可を受けている業者であること。ただし、本社または製造所の所在地は、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 令和3年6月1日以降に許可を受けた場合…「※そうざい製造業」のうち「弁当製造業」
- (2) 令和3年5月31日以前に許可を受けた場合…「飲食店営業」のうち「弁当屋」

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生等の事故歴がないこと。
- (2) HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営および整備が食品衛生 法に基づき適正に実施されていること。
- (3) 検査食として、原材料および調理済み食品ごとに 50g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (4) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱 う作業のみ従事する者を除く)に対し、国スポ開催前の1ヶ月以内に以下の項目につ いて実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌およびノロウィルス (勧奨))。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ開催期間中加入できること。
- (6) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 国スポ時提供可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日とも1回200食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、 当日午前11時の納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面や食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。 ただし、栄養士等の配置は必須でない。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による衛生的な配達ができること。ただし、弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (2) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時および場所に搬入できること。また、同日の指定された時刻に容器等を回収できること。
- (4) 弁当の名称、消費期限(時刻まで)、原材料名(食品添加物、アレルゲン(特定原材料)、遺伝子組み換え等の表示を含む)、保存方法、栄養成分、製造所所在地・製造者名、早期の喫食の喚起、持ち帰りを禁止する旨等の実行委員会が指示する項目をラベルシール等で表示が可能であること。
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更または中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。
- (8) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包し弁当を納入できること。

8 要件

- (1) 国税および市区町村税の滞納がないこと。
- (2) 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

9 その他

(1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準 用する。

(2) わた SHIGA 輝く障スポにおける弁当調製施設の選考については、 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。	わた SHIGA

令和5年(2023年)11月22日 第2回宿泊衛生専門委員会(再審議)決定

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、彦根市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収。

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書(様式第1号)
- (2) 調査票(様式第2号)

(別途実施のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会による基礎調査時に既に提出済みの場合は省略可とする。ただし、回答内容に変更がある場合はこの限りではない。)

- (3) 食品衛生監視票の写し(応募日以前1年以内のもの) (発行事務の都合等により、応募時点で当該監視票の写しの提出が困難な場合、 市実行委員会が別途定める期日までに追加提出可能であること。)
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書(国税および市区町村税に未納の税額がないことを証明できるもの)
- (6) 食品賠償保険証の写し
- (7) 法人の登記事項証明書(応募日以前3か月以内のもの)

5 募集期間

令和5年12月8日(金)から令和6年1月19日(金)まで 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜日、日曜日、祝日は除く)郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、市実行委員会が弁当調製施設 を選定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実 行委員会の弁当調製業務に限り使用する。(食品衛生指導、税の滞納調査のため関 係機関にその写しを提供する場合がある。)なお、法令等の規定に基づき開示を求 められた場合を除き、第三者に提供または開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量および配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4番 2号 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局

(彦根市スポーツ部国スポ・障スポ競技課内)

TEL: 0749-30-6155 FAX: 0749-23-2660

ホームページ: <u>わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会公式サイト</u> (hikone-kokuspo2025. jp)

様式第1号

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設 誓約書兼承諾書

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書および添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 彦根市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条の暴力団および暴力団員 または密接関係者ではありません。
- ◆ 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 会長 和田 裕行 様

所 在 地

応募者氏名 (法人にあっては名称および代表者氏名)

電話番号

FAX番号

添付書類

- (1) 食品衛生監視票の写し(応募日以前1年以内のもの) (発行事務の都合等により、応募時点で当該監視票の写しの提出が困難な場合、市実 行委員会が別途定める期日までに追加提出可能であること。)
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 納税証明書(国税および市区町村税に未納の税額がないことを証明できるもの)
- (4) 食品賠償保険証の写し
- (5) 法人の登記事項証明書(応募日以前3か月以内のもの)

令和	年	月	日

わたSHIGA輝く国スポおよび競技別リハーサル大会 彦根市弁当調製施設調査票

		ふりがな						彦根	市実行	委員会記	己入欄
		+/ - =n. <i>t</i> z						No.			
		施設名									
施設		ふりがな		ふりがな							
設概要	代	表者氏名 (職名)		担当者氏名 (職名)							
	所名	生地 〒	_	(電話	_				_)
				(FAX	_				_)
				(E-mail)
意向	1	国スポ彦根	艮市開催競技および競技別リハーサル大	会への弁当提	供		可		<u>不可</u>	(以下の[回答不要)
			※設問1が「可」の場合は、設問2以	<u> 「も必ずご回答</u>	ください。	4					
						平日	3	(食)
	2	わたSHIGA	A輝く国スポおよび競技別リハーサル大会	≧に提供可能が	`食数	土即	翟日	(食)
	_	177201 IIG/		Z1~1X21X1-3 110-0	.123		翟日	(食)
						祝日	3	(食)
	3		8時までの受注(あらかじめ発注した数量 1時の納入	に対する変更質	等)、		可		不可		改善予定
弁当の	4	単価に応じ	た調製				可		不可		改善予定
調製	5	彦根市の特	寺色を活かした弁当の調製				可		不可		改善予定
	6		はび食品構成を考慮したバランスの良い↓ ぐ養士等の配置は必須でない。)	献立の提供			可		不可		改善予定
	7	彦根市実行	テ委員会が指定する容器、包装紙等での)提供			可		不可		改善予定
	8	メニューの	日替わりが5日以上				可		不可		改善予定
	9	冷蔵車等に (任意。たか	こよる適切な温度管理のできる車両によ ごし、本事項が対応可能な施設を優先し	る配達 て発注する。)			可		不可		改善予定
施	10		〒委員会が指定する弁当付属品の提供 Ϳ箸・爪楊枝・お手拭き・持ち運び用ビニ−	-ル袋等)			可		不可		改善予定
設の対	11	彦根市実行	〒委員会が指定する日時および場所へ <i>0</i>	D搬入、容器等	の回収		可		不可		改善予定
対応	12	弁当容器に	こ彦根市実行委員会が指定する項目での	のラベルシール	の添付		可		不可		改善予定
	13	彦根市実行	丁委員会が指定する日時に弁当献立お。	よび写真の提供	ŧ		可		不可		改善予定
	14	荒天等によ	はる大会変更、中止による彦根市実行委	員会の指示への	の対応		可		不可		改善予定
	15	過去3年以	以内の食中毒の事故歴				有		無		
衛	16		沿った衛生管理に取り組む等、施設の まに基づき適正になされている	管理運営および	整備が		可		不可		改善予定
生管	17		て、原材料および調理済み食品ごとに5 ℃以下、2週間以上の保存	Og程度を清潔	な容器に		可		不可		改善予定
理	18	大会開催前	前の1か月以内に検便検査の実施				可		不可		改善予定
	19	食品賠償倪	呆険等への加入				可		不可		改善予定

[※]各設問において、記入日時点では対応不可でも今後改善していくご意向がある場合は「改善予定」とご回答ください。

[※]ご回答のあった施設につきましては、後日ヒアリングを実施させていただくことがあります。

令和6年(2024年)2月20日 第3回宿泊衛生専門委員会決定

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設の指定について

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設募集要領に基づき募集を行い、応募内容を審査した結果、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調製施設選考基準を満たしていることから、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項第7条に基づき、下記施設を彦根市弁当調製施設として指定する。

記

1 指定施設一覧

	施設名	代表者名	所在地
1	おかずやさん	布施 雅子	彦根市竹ヶ鼻町 43-2 ビバシティ彦根 1F
2	千成亭キッチン	上田 健一郎	彦根市平田町 808
3	米原キッチン	德留 明枝	米原市上多良 945

なお、内容確認等により審査未了の施設については、今後審査が完了し次第、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会宿泊衛生専門委員会において改めて指定に係る審議を行う予定である。

令和6年(2024年)2月20日 第3回宿泊衛生専門委員会決定

わた SHIGA 輝く国スポおよび競技別リハーサル大会における 弁当料金および容器について

(1) 弁当料金について

弁当(付属品を含む)の料金については、下の表のとおりとする。

種類	本方	大会	リハーサル大会
生知	斡旋弁当	支給弁当	支給弁当
単価 (税別)	※次回審議予定	※次回審議予定	800円

弁当付属品…お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋

※「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市弁当調達要項」第 6 条において、「弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ (滋賀県) 宿泊要項に準じる」となっているが、現時点において県実行 委員会から同要項の内容が示されていないことから、次回審議とする予定。

(2) 弁当容器について

- 本大会…次回審議予定
- ・リハーサル大会…各弁当調製施設が用意(負担)する。

【参考】先催リハーサル大会での弁当概要

開催県	会場地市	リハ大会弁当価格	容器
R5 鹿児島	鹿児島市	税込 700円	指定なし
R4 栃木	宇都宮市	税別 700 円	メニュー、容器は調製施設の 既存のものを使用
R4 栃木	栃木市	税込 800円	容器は調製施設の既存のもの を使用
R1 茨城	水戸市	税別 700円	容器、メニューともに自由
KI 次城	常陸大宮市	税込 700円	
H30 福井	敦賀市	700 円	
по0 怕升	永平寺町	税込 756円	
H29 岩手	花巻市	税別 700円	

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)がわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図り実施する医療救護対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動および競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

(2)人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、その他医療従事者、救急隊員、競 技会係員等を置く。

- (3) 救護所の設置期間および開設時間
 - ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
 - イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

(4) その他

救護所には、必要に応じて医薬品(ドーピング禁止物資を含有しないものに限る。以下同じ)、医療器具およびAED(自動体外式除細動器)等を配備する。

3 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」に所定の事項を 記載する。
- (2) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は車両等で搬送し、緊急に搬送する必要がある場合は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」を交付する。医療機関に搬送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- (3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

4 練習会場における医療救護

- (1)練習会場には、必要に応じて看護師、保健師、競技会係員等を配置する。
- (2)練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。
- (3)練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は車両等で搬送し、緊急に搬送する必要がある場合は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」を交付する。
- 5 市実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護 市実行委員会が主催する大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施す る。

6 宿舎における医療救護

(1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者または傷病者の関係者から、 傷病者の住所、氏名、性別、年齢および参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因 および現在の状況、搬送先の医療機関および搬送方法等必要な事項を確認する。

7 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

8 医療費の負担

- (1) 競技会場および練習会場での応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関等を受診した場合は、傷病者本人が負担する。

9 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、競技会係員等は、業務にあたり、相互に連絡調整を 図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書(様式第1号)
- (2) 取扱傷病者一覧表(様式第2号)
- 10 県実行委員会等への報告
- (1) 市実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および 一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、FAXにより「入院患者発生速

報」(様式第3号)を県実行委員会に報告することとする。

(2) 市実行委員会は、全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」(様式第2号) を県実行委員会に提出する。

11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は別に定めるものとする。
- (2) 本市で開催するわた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこの要領に準用して実施する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

市実行委員会(控え)

処置記録兼診療依頼書

取	扱救護所		発行番号	No.			
三	^{発症場所}	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他())	発行日時	令和 午前 午後	年時	月	日分頃
	ふりがな 氏名	男女	参加区分		監督・役」 (員・観り	客)
傷病者	生年月日 他	年 月 日生 歳 都道府県名()	競技名/会場名		/		
者情	产武	都道府県名()	宿舎の名前				
報	住所 連絡先	(TEL – –) (携帯 – –)	付添者	(携帯	_	_)
保隆	検証所持の 有無	有	•	無			
	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋 その他(熱中症 疲惫 筋腱断裂 挫創		耳症 裂創)	歯牙外側	有
	受傷部位		様式については	· ·			
	発症(事故)原因		スポ実行委員会合があります。	の指示等に	こより修正	まする場	i
応急	バイタルサイン	体温 ℃ 脈打	拍	血圧	/	m	nmHg
<u>処</u> 置	現病歴			服薬	有()
の内	既往歴			74/00/10	無		
容	処置内容		処置時 間	間:午前・	午後	時	分
	使用医薬品		<u>∕⊂臣"√∏</u>	-1 . 110	1 12	,	
	備考						
	搬送	有 · 無 <mark>救護所医師等氏名</mark>					

搬送先医療機関 担当医 様

わたSHIGA輝く国スポ において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和年月日わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長和 田 裕 行

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市 実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利 用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

(1/2)

同意欄 (署名)

受診者⇒医療機関

処置記録兼診療依頼書

取	扱救護所				発行番号	No.			
7	発症場所	式典中・競技中	「・観戦中・移動)	動中	発行日時	令和 午前 午後	年時		分頃
	^{シリがな} 氏名			男女	参加区分	選手・その他	監督・役」 (員・勧	l客)
傷病	生年月日 他	年 月	日生	歳	競技名/会場名		/		
傷病者情	1)	都道府県名()	宿舎の名前				
報	住所 連絡先	(TEL ····································)	付添者	(携帯	_	_)
保隆	検証所持の 有無			有	•	無			
	傷病内容	胃腸障害 打撲 捻挫 その他(感冒 貧血 骨折 脱臼	頭痛 筋	熱中症 疲労 腱断裂 挫創		耳症 裂創)	歯牙外	傷
	受傷部位				様式について				
	発症(事故)原因				スポ実行委員合があります。		等により修	正する	場
応急!	バイタルサイン	体温	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	脈拍]	血圧	/]	mmHg
処置	現病歴					服薬	有()
\mathcal{O}	既往歴					加米	無		
内容	処置内容				処置時間	訇 :午前•	午後	時	分
	使用医薬品								
	備考								
	搬送	有·無	救護所医師等	氏名					

搬送先医療機関 担当医 様

わたSHIGA輝く国スポ において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

> 令和 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 和田裕行

会長

※本書を医療機関へ送付すること、ならびに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

(2/2)

同意欄 (署名)

FAX送信票

宛	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局	宛
允	FAX番号 0749-23-2660	

発	医療機関名	担当者(所属)
発信者名	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙をわたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 事務局まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

	傷病名	
診療内容	治療内容使用医薬品	様式については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の指示等により修正する場合があります。
	その他	<u>診療医師名</u>

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局

TEL :0749-30-6141 (直通)

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号	No.
-------	-----------	-----

取扱傷病者一覧表

_____月 日__ <u>会場地_____</u> <u>競技名_____</u>

			五物地				-	7九1人11				
区分	救護所取扱傷病者数							医療機関移送者数				
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸												
障害												
感冒												
貧 血												
頭痛												
熱中症												
疲労						7	様式につい ペポ実行 ながありま	委員会σ				i
眼 症							1 10 05 7 0	~ 7 °				
耳 症												
打 撲												
捻 挫												
骨折												
脱臼												
筋 腱断 裂												
(挫・切・裂) 創												
歯牙の 外傷												
その他												
合計												

[※]この様式は、1日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前 · 午後 時 分

宛 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 5AX: 077-599-4996								
	<mark>場地委員会名</mark>	地委員会名 競技会場名			FAX: 077-528-4836 報告者氏名			
云,	<u>物地安貝云石</u>	<u></u>	5.场 位					
	ふりがな		男	参加区分	選手、監督、役員、			
患	氏名	年 月	日生 女	2 M L 73	観客、その他			
者								
	都道府県名			競技種目				
宿	雪 舎 名							
発	生時間	F	目()	午前	時 分			
				午後				
<i>5</i> 4	4 18 Er							
発	生場所							
発	生 原 因							
お	よび状況							
00	0. 0 0. 00							
	症 状							
競	技参加の							
支	障の有無							
入院	先医療機関名							
使	用医薬品							
	備考							

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市防疫対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)がわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図り、滋賀県および彦根市とともに実施する防疫対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

- (1) 広報活動
 - ア 広報の内容
 - (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
 - (イ) 大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策
 - イ 活動の内容

市実行委員会は、関係機関等と連携し、次により広報活動を実施する。

- (ア) 県実行委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- (イ) 広報紙、ホームページ等市広報媒体を活用したPR
- (ウ) 各種講習会およびイベント等を活用したPR

(2) 衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における競技会場・練習会場(県が主催または市町と共催するものを除く)の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

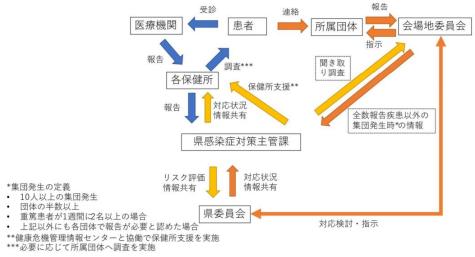
(3) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生に備え、関係機関等と連携し、別記により緊急連絡体制を整備するとともに、情報共有等の必要な対応を行う。

3 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は別に定める。
- (2) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における防疫対策については、必要に応じてこの要領に準じて実施する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける防疫対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

感染症(疑いを含む。)発生時の緊急連絡体制



第4号報告

第2回輸送交通専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 12 条第 3 項の規定に基づき報告する。

- 1 第2回輸送交通専門委員会(令和5年11月6日)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項 (55ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市警備・消防防災業務実施要項 (58ページ参照)

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項

1 目的

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ)(以下「国スポ」という。)における輸送・交通業務について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署お よび関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員
- 工 報道関係者、視察員
- 才 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として公式練習日を含む各競技の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は別に期間を定めることとする。

(3) 輸送の範囲

ア 大会参加者の輸送範囲

競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場の相互間とする。

イ 一般観覧者の輸送範囲

競技会場、市実行委員会が指定する乗降駅、臨時駐車場の相互間とする。

4 輸送車両の確保

(1) 車両の確保および運行

計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

(2) 臨時バスの運行

臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を

行うとともに、必要な対策を講じる。

(3) 予備車の確保

大会期間中は、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

各競技会にかかる輸送については、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着 場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を 設定する。

(3) 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 誘導案内

宿舎および競技会場等への円滑な誘導案内のため、必要に応じて主要な駅等に案内所を 設置する。

(5) 広域配宿における輸送

広域配宿によって彦根市以外に所在する旅館等を選手・監督および役員等が宿舎として 利用する場合の輸送は、市実行委員会が実施する。

(6) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な対策を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 駐車場対策

ア 臨時駐車場の確保

駐車場については、道路交通事情および大会参加者、一般観覧者等の車両台数を勘案 し、競技会場および練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

イ 駐車場管理運営

駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努める。

ウ 駐車許可証の交付

交通混雑防止と臨時駐車場等への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

大会参加者および一般観覧者が確実に目的地へ到着できるよう、関係機関・団体等と

協議のうえ、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置する。

ウ 交通整理

競技会場周辺等における通行の安全および交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町(以下、「共催自治体」という。) との共催のため、同競技会における輸送・交通業務については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。

令和5年(2023年)11月6日 第2回輸送交通専門委員会決定

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。) における警備・消防防災業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 (以下「市実行委員会」という。) が必要と認める期間および国スポ期間中とする。

3 実施場所

警備・消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等の国スポ関連施設(以下「国スポ関連施設」という。)、宿泊施設およびその他必要とされる場所とする。

4 実施体制

(1) 国スポ開催までの期間

市実行委員会は、彦根市消防本部および関係機関・団体等との連携を図りながら、平 常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ期間中

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市実施本部内に警備・消防担当を配置し、必要に応じて国スポ関連施設の警備・消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

国スポ関連施設の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催までの期間

- (ア) 国スポ関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設および構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保、事前教育および訓練の実施に関すること。
- (カ) 関係機関および関係団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他市実行委員会が必要と認める事項に関すること。

イ 国スポ期間中

- (ア) 雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関すること。
- (イ) 国スポ関連施設および必要と認める箇所での交通誘導に関すること。
- (ウ) 国スポ関連施設での案内、誘導および混雑防止の措置に関すること。
- (エ) 国スポ関連施設および周辺における犯罪の予防に関すること。
- (オ) 国スポ関連施設における避難通路の確保に関すること。
- (カ)入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 国スポ関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) 通信手段の確保、運用に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り 実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に国スポ関連施設および宿泊施設の消防防災に 取り組む。

イ 彦根市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催までの期間

- (ア) 国スポ関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 国スポ関連施設における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の高揚および啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 国スポ関連施設での避難訓練に関すること。
- (カ) 国スポ関連施設および宿泊施設の予防査察に関すること。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ期間中

- (ア) 国スポ関連施設における火災等の予防、警戒および鎮圧に関すること。
- (イ) 国スポ関連施設の救急救助に関すること。
- (ウ) 国スポ関連施設における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- (エ) 気象情報および火災その他災害情報の収集と伝達に関すること。
- (オ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊施設が所在する市町および関係機関・団体等

と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 国スポ開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務については、必要に応じてこの要項に準用する。
- (3) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町(以下、「共催自治体」という。) との共催のため、同競技会における警備・消防防災業務については、 共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (4) わた SHIGA 輝く障スポにおける警備・消防防災業務については、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市炬火イベント実施計画(案)

1 目的

この実施計画は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催準備総合計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催機運と地域の連帯感や郷土意識を高めるため、彦根市の特色を生かし、市民参加のもと関係機関および関係団体等と連携しながら実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 採火式
- (2) 集火式

4 実施時期

県が市町の炬火を集める式典までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市総合案内所・休憩所設置計画(案)

1 趣旨

この計画は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う総合案内所および憩いの場として利用するための休憩所の設置に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

3 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

開会行事または競技開始1時間前から閉会行事または競技終了後30分までとする。

- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は上記(1) および(2) について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。
- 5 総合案内所の業務内容
 - (1) 交通、競技および観光案内
 - (2) ガイドブック等の配布
 - (3) 総合案内所周辺の歓迎装飾
 - (4) その他各種案内

6 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、総合案内所および休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における総合案内所および休憩所の設置運営については、必要に応じて本計画に準じて実施し、各競技会の実状等に応じて運用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市情報通信基本計画(案)

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ (以下「SHIGA 国スポ」という。) における情報通信を円滑に 行うため、「彦根市競技運営基本計画」等に基づき、県および競技団体との緊密な連携 のもと、関係機関等の協力を得て情報通信体制の整備を図る。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

SHIGA 国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

イ 記録・報道業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報提供における情報通信体制

大会参加者等へ競技日程、結果等の情報提供を円滑かつ効率的に実施するための 情報通信体制を整備する。

3 その他

- (1) 本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に 応じてこの計画を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける情報通信体制については、県が設置する、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市駐車場設置利用計画 (案)

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会(わた SHIGA 輝く国スポ)(以下「国スポ」という。)に参加する選手・監督、競技役員、その他大会関係者(以下「大会関係者等」という。)および一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 駐車場等の確保および設置

- (1) 駐車場は競技会場等の駐車場を利用することとし、競技会場等に十分な駐車場を確保できない場合は関係機関および民間の施設を臨時駐車場として確保する。
- (2) 駐輪場は、原則として競技会場内または駐車場内に設置する。

3 駐車場の設置期間

駐車場の設置期間は、原則として公式練習日等を含む競技会の会期中とする。ただし、 特別な事情があると認められる場合は延長することができる。

4 駐車場の利用区分

大会関係者等および一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

(1)選手·監督、競技役員等

原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を 配布し、他の利用者を制限する。

(2) 競技会係員、競技会補助員

原則として、競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布 し、他の利用者を制限する。

(3)報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者

自家用車による来場の場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 (以下、「市実行委員会」という。)が指定する駐車場を利用することとし、必要に応 じて事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

5 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場および駐車区画の整備を行う。なお、案内看板 等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要な手続きを行い設置する。

6 駐車場設置運営業務の委託

市実行委員会は、設置および運営に関する業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。
- (2)ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町(以下、「共催自治体」という。)との共催のため、同競技会における駐車場設置利用については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの計画を準用する。

参考資料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。
 - (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
 - (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
 - (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
 - (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。
- 2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。
 - (1) 彦根市議会議員
 - (2) 彦根市職員
 - (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

- 第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。
- 6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。 (任期等)
- 第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。
- 2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。
- 3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。
- 4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。
- 5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。
- 6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第9条 実行委員会に次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

- 第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、 当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。 (常任委員会)
- 第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項 については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、 当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって 構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に 報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて 常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

- 第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。 (事業報告および決算)

第17条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

- 第20条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。 第8章 補則
- 第21条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 付 則

この会則は、令和2年1月27日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和4年8月4日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市 準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国 スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱され たものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポ

ーツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名

(役員の選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、 副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議 決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。
- 5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議 決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または 説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。
- 4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項 は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画	1 総務企画に関すること。	左記付託事項のうち、要項等
専門委員会	2 財務に関すること。	の策定および事業の実施に関す
	3 広報に関すること。	ること。
	4 市民運動に関すること。	
	5 歓迎・接伴に関すること。	
	6 他の専門委員会に属さない事	
	項に関すること。	
競技式典	1 競技・式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等
専門委員会	2 施設整備に関すること。	の策定および事業の実施に関す
	3 その他競技式典に関すること。	ること。
宿泊衛生	1 宿泊に関すること。	左記付託事項のうち、要項等
専門委員会	2 医事・衛生に関すること。	の策定および事業の実施に関す
	3 その他宿泊衛生に関すること。	ること。
輸送交通	1 輸送・交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等
専門委員会	2 警備・消防・防災に関すること。	の策定および事業の実施に関す
	3 その他輸送交通に関すること。	ること。